

研究機関等における知的財産等研究成果の取扱いについて (意見) の概要

本年5月、理研研究者が研究試料持出しの疑いで米国司法当局により起訴

⇒ 我が国研究機関等における研究成果の取扱いに関するルールの不備、意識の低さが指摘される。

《我が国の問題点》

- 特許等の帰属が国、研究者個人、研究機関と不統一

【国有・個人有では活用進まず】

- 研究過程で作成・取得された成果物～研究データ・情報（例：タンパク質解析データ）、研究試料（例：PH 測定溶液）、研究材料（例：遺伝子改変マウス）、実験装置、試作品等の取扱いが不明確

【研究者が私的に管理、活用不十分】

- 研究者の研究成果取扱いについての意識の低さ【対外的なトラブル発生のおそれ】

《方向性》

機関帰属により活用促進

取扱いのルール化（帰属・管理責任の明確化等）による適正な管理と活用

意識啓発により研究者の適正な行動

以下の3点について提言
関係府省、研究機関等における対策を求める

研究成果の管理等について

- 特許等の知的財産 … 個人帰属 ⇒ 機関帰属への転換
- 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める。

※ 責任体制の明確化、譲渡等の手続き 等

研究契約における研究成果の取扱い

- 契約内容（研究成果の取扱い含む）は、当事者の協議に従い柔軟に対応
- 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化

研究者の意識啓発

- 研究者の意識啓発 … 海外派遣研究者の適正な研究成果取扱い手続き等
- 利益相反(Conflict of Interest)の管理への配慮 … 研究者がドメイン作成等

研究者の流動性向上に関する基本的指針（意見） の概要

我が国全体の研究者の流動化

- 研究者養成のため重要 ～創造性・独創性豊かで広い視野を持った研究者を育てる
- 研究機関活性化のため重要 ～様々な経験を有する研究者が相互に触発し切磋琢磨→機関の活性化

研究者の流動性向上 のためには、



任期制と公募制の普及が必要

※平成9年の法律制定により任期制任用が可能となる。

- | |
|--|
| 国立大学：流動型、研究助手型、プロジェクト対応型
国研等：招へい型(原則5年以内)、若手育成型(原則3年以内) |
|--|

【現 状】

◎ 任期制と公募制 … 未だ普及せず

- 任期制：国立大学：1,666人(60,973人中。2.7%)
国研等：313人(10,162人中。3.1%)
- 全て公募：国立大学：37大学(99大学中。37%)
国研等31機関(41機関中。76%)

◎ 第2期基本計画において、国の研究機関等に「任期制及び公募の適用方針を明示した計画(人材流動化計画)」作成を求める

※計画策定等状況：国研等69機関中、計画作成又は予定4

国立大学99大学中、任期制規則策定55大学

各機関が定める計画の
がトラインを提示

各機関の計画作定の
促進を図る

人材流動化計画

1. 作成単位、計画期間
2. 定めるべき事項
 - ①採用の基本方針(機関の任務・課題と求める人材)
 - ②任期付任用(実施の有無(実施しない場合はその理由)、任期の長さ等)
 - ③公募(公募の有無(実施しない場合はその理由)、公募方法等)
3. 計画は原則公開

平成14年度科学技術関係予算（速報値）

平成13年12月25日

（単位：億円）

	平成13年度予算額				平成14年度予算案額					
	一般会計	うち 科学技術 振興費	特別会計	計	一般会計	うち 科学技術 振興費	特別会計	計	対前年度 増減額	対前年度 増減率
国会	8	7	0	8	9	8	0	9	1	13.3%
内閣官房	773	0	0	773	677	0	0	677	-97	-12.5%
内閣府	70	43	0	70	71	41	0	71	1	0.7%
警察庁	23	23	0	23	23	23	0	23	-1	-2.5%
防衛庁	1,490	0	0	1,490	1,435	0	0	1,435	-55	-3.7%
総務省	715	273	130	845	668	319	107	775	-70	-8.3%
法務省	23	23	0	23	22	22	0	22	-1	-5.7%
外務省	112	0	0	112	100	0	0	100	-12	-10.4%
財務省	22	14	13	35	16	13	16	32	-3	-7.5%
文部科学省	10,222	6,972	11,899	22,121	10,445	7,502	12,200	22,644	524	2.4%
厚生労働省	1,041	1,008	197	1,239	1,057	1,025	224	1,281	42	3.4%
農林水産省	1,194	1,108	31	1,225	1,198	1,121	26	1,224	-1	-0.1%
経済産業省	1,824	1,129	3,788	5,613	1,956	1,188	4,016	5,972	359	6.4%
国土交通省	563	316	250	814	531	297	285	816	3	0.3%
環境省	294	206	0	294	306	214	0	306	12	4.0%
計	18,376	11,124	16,309	34,685	18,513	11,774	16,874	35,387	702	2.0%

作表：各省提出データに基づいて内閣府で作成

注：数字は速報値であり、今後の精査により
変更があり得る

・ 科学技術関係予算	+2.0%
うち、科学技術振興費	+5.8%
・ 14年度予算案のうち一般歳出	▲2.3%

国際熱核融合実験炉(ITER)計画について

平成14年5月29日

総合科学技術会議

ITER計画については、昨年12月、科学技術政策担当大臣と有識者議員により「ITER計画に対する考え方について」が報告されたところである。この中で、我が国は、「ITER計画に参加することが望ましく、さらにこれを国内に誘致することの意義がある」との判断が示された。その後、総合科学技術会議においては、欧州を初めとする関係諸国の状況把握に努めるとともに、計画実施における経費確保等の分析を行ってきたが、このたび以下の結論に達した。

我が国は、ITER計画が国家的に重要な研究開発であることに鑑み、政府全体でこれを推進するとともに、国内誘致を視野に、政府において最適なサイト候補地を選定し、ITER政府間協議に臨むことが適当である。その際、参加極間の経費分担については、全ての参加極が一定規模以上の貢献を行う中で、経済規模を反映したものとすべきである。なお、参加極間で費用負担と得られる成果のバランスが取れるような枠組みの形成に努めることとする。

最終的な参加ないし誘致は、政府間協議の推移や国内外の情勢の進展を踏まえ、費用対効果を考慮しつつ決定することが適当である。

なお、ITER計画の推進にあたっては、次の項目に留意する必要がある。

1. ITER計画については、政府全体でその推進に取り組むとともに、所要経費については、第二期科学技術基本計画を踏まえつつ、他の科学技術上の重要政策に影響を及ぼすことがないように、既存の施策の重点化、効率化を図り、原子力分野の予算の範囲内で確保すること。
2. 予定外の経費の増加や計画の進捗の遅れが無いよう、厳密な計画の管理と適切な評価を継続的に行い、必要に応じ、我が国の関与の在り方も含め、見直しを行うこと。
3. 国内の核融合研究については、重点化、効率化を図りつつ、ITER計画と有機的に連携する体制を構築すること。この際、核融合研究開発を支える人材の育成、各種プラズマ閉じ込め方式の研究や、中性子による放射化の少ない材料等の開発等に配慮すること。
4. ITER計画について国民の理解の促進に努めること。また、誘致する場合には、安全性の確保と放射化物の処理について、周辺住民への説明や放射化物の処理費用の必要十分な積立ても含め、十全に対応すること。
5. ITER計画の実施に合わせ、核融合エネルギーの実用化に向けた研究開発を加速する議論がある。それとの関係で、材料開発を目指した国際共同研究計画が具体化する可能性があること。

総合科学技術会議が実施する 国家的に重要な研究開発の評価について

平成14年4月23日

総合科学技術会議

1. 評価の目的

総合科学技術会議は、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価」を実施することとされている。これを受けて総合科学技術会議は、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について、その目標や達成度および効果等を評価し、推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価の対象

研究開発期間における、設備整備費及び運用費等の総額が約10億円以上の研究開発

3. 評価の方法

府省で実施された評価方法及び結果を評価専門調査会において調査・検討し、総合科学技術会議が評価を行う。

また、府省による評価の有無に関わらず、以下のアまたはイに相当する研究開発については、その目標や達成度および効果等を、あらかじめ評価専門調査会で調査・検討し、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

ア 新たに実施が予定されている大規模な研究開発（研究開発期間における、設備整備費総額が約 300 億円以上、または設備整備費及び運用費等の総額が約 500 億円以上）

イ 以下の視点から総合科学技術会議が指定する研究開発（評価専門調査会で調査・検討）

- ・ 科学技術や社会経済の情勢の変化等により計画の大幅な見直しや改善が必要なもの
- ・ 目標の達成度が不十分であるなど、研究開発の進行に著しい遅れが認められるもの
- ・ 社会的関心が高く評価が求められるもの
- ・ 複数の府省にまたがって実施されているもので、総合的な推進を図る見地から評価が求められるもの

全ての評価結果は政府予算案編成に反映させることとする。

総合科学技術会議の議員

(平成14年1月6日現在)

議長	小泉	純一郎	内閣総理大臣
議員	福田	康夫	内閣官房長官
同	尾身	幸次	科学技術政策担当大臣
同	片山	虎之助	総務大臣
同	塩川	正十郎	財務大臣
同	遠山	敦子	文部科学大臣
同	平沼	赳夫	経済産業大臣
同	吉川	弘之	日本学術会議会長
同	石井	紫郎	東京大学名誉教授
同	井村	裕夫	京都大学名誉教授
同	黒田	玲子	東京大学教授
同	桑原	洋	株式会社日立製作所取締役（非常勤）
同	白川	英樹	筑波大学名誉教授
同	松本	和子	早稲田大学理工学部教授
同	吉野	浩行	本田技研工業（株）代表取締役社長